

令和2年安曇野市議会 第1回臨時議会 提案説明書

目次

報告第 2 号・3 号	1
報告第 4 号	4
報告第 5 号	6
報告第 6 号	7
報告第 7 号	10
報告第 8 号	12
報告第 9 号	21
報告第 10 号	25
報告第 11 号	27
報告第 12 号	31
報告第 13 号	33
報告第 14 号	34
議案第 43 号	35
議案第 44 号	39

報告第 2 号

令和元年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

この繰越計算書でございますが、

令和元年度安曇野市一般会計補正予算第 3 号、第 5 号に定めるところにより、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき繰越明許費の議決があったものを、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

- ・ 3 款 民生費のプレミアム付商品券事業（1,626 万円）は、プレミアム付商品券の使用期限が令和 2 年 3 月 31 日までとなっており、商品券の換金事務等、年度内での事業完了が困難であることから、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 8 款 土木費の凍結防止剤散布車購入事業（2,255 万円）は、凍結防止剤散布車の発注が全国的に集中したことにより年度内での納入が見込まれず、国の予算が繰越されたため、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 都市再生整備計画事業（明科駅周辺）（1 億 2,384 万 4 千円）は、明科駅前周辺整備事業において、関係者との調整に不測の日数を要したこと、また、工事に必要な資材調達に日数を要することから、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 10 款 教育費の中学校冷房設備等整備事業（5 億 7,178 万円）は、国の補正予算により、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業であり、国からの交付決定が令和 2 年 3 月 2 日付で成されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

以上、合計 4 事業 7 億 3,443 万 4 千円を明許繰越しするものであります。

続きまして、 報告第 3 号

令和元年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により、翌年度へ繰り越した金額、いわゆる事故繰越しを地方自治法施行令第 146 条の第 2 項及び第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、事故繰越し繰越計算書で説明いたします。

- ・ 3 款 民生費の明科南認定こども園建設事業（1,951 万 7 千円）は、駐車場用地を確保するにあたり、国有地の払下げに不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったため、事故繰越しをするものです。

続きまして、

- ・ 6 款 農林水産業費の個別施設計画（農業水利施設）策定（627 万円）は、農業水利施設の長寿命化計画策定にあたり、関係団体への説明会を 3 月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症による影響から説明会が延期となり、年度内での事業完了が困難となったため、事故繰越しをするものです。

続きまして、

- ・ 8 款 土木費の新総合体育館建設事業（903 万 8 千円）は、新総合体育館建設において、主要部材である鉄骨等の生産が間に合わず、年度内での工事完了が困難となったため、当該工事の監理業務について、事故繰越しするものです。

続きまして

- ・ 10 款 教育費の小学校施設維持修繕事業（528 万円）は、三郷小学校消火栓ポンプ入替工事において、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国からの部品が供給されず、年度内での工事完了が困難となったため、事故繰越しをするものです。

合計 4 事業、4,010 万 5 千円を事故繰越しするものであります。

以上であります。

報告第4号 令和元年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出、市長名 でございます。

令和元年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額であります。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 主要管路整備 県道小倉梓橋停車場線配水管布設工事（その2） 翌年度繰越額 54,890 千円につきましては、工事に伴い一部通行止めを実施するにあたり地元等の関係機関との調整に不測の日数を要したことにより工期延長となりました。

市道豊科2級3号線 道路改良に伴う 配水管布設替工事 翌年度繰越額 63,261 千円につきましては、道路改良工事の進捗等と整合を図ったことによる工期延長となりました。

豊科地区排泥設備 設置工事 翌年度繰越額 18,920 千円につきましては、資材調達に不測の日数を要したことによる工期延長となりました。

なお、以上3件とも、工事は4月末に竣工しております。

合計3事業、翌年度繰越額 137,071 千円を繰越するものであります。

続いて、裏面をご覧ください。

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額であります。

1 款 水道事業費用 1 項 営業費用 防災・安全交付金（交通安全）事業に伴う給水管布設替工事 翌年度繰越額 417 千円と、防災・安全交付金（交通安全）事業に伴う消火栓移設工事 翌年度繰越額 1,298 千円につきましては、ともに県の工事が予定変更となり、工期延長に伴って繰り越しとなりました。

なお、以上2件とも工事は6月末竣工を予定しております。

合計2事業、翌年度繰越額 1,715 千円を繰越するものであります。以上でございます。

報告第5号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第6条第1項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

本日提出、市長名でございます。

次のページ、別紙様式をお願いいたします。

- 1 放棄した債権の名称、 水道料金。
- 2 債権を放棄した日、 令和2年3月10日。
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等について、ご説明致します。

安曇野市債権管理条例の 第6条第1項第1号に該当する債権は、債務者が転出し債権金額が取立に要する費用に満たないもの、また法人が事業を停止し再開の見込みがないもの等、徴収が著しく困難又は不相当と認めたものとし、徴収停止とした債権で、計70件、417,451円であります。

条例第6条第1項第3号に該当する債権は、裁判所から免責決定を受けたもので、計5件、26,586円であります。

条例第6条第1項第4号に該当する債権は、所在不明者・失踪者等徴収の見込みのないもので、計153件、647,691円であります。

条例第6条第1項第5号に該当する債権は、配当要求を行ったものの配当が無く、換価価値のある財産の無い者に係るもので、計5件、18,235円であります。

合計で、233件、1,109,963円の債権放棄でございます。

4 時効の根拠及び時効期間は、改正前の民法第173条第1号の短期消滅時効に基づき、2年でございます。

この、時効に関しましては、民法の改正により平成31年4月1日から消滅時効が2年から5年となりましたが、経過措置により、施行日前の債権の場合は、従前の例によるとし、旧法が適用され、本報告案件の債権は消滅時効が2年となります。以上でございます。

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名でございます。

安曇野市税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和 2 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、同法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則の一部を改正する省令が、令和 2 年 3 月 31 日付けで公布されたため、同日付で専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容でございますが、

1 点目は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡し相続登記が行われるまでの間における現所有者に対し、賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度化及び、固定資産の使用者を所有者とみなして課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする改正。

2 点目は、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、市民税の寡婦（寡夫）控除の見直しにより、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同一の控除を適用するもの。また、市民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする改正でございます。

その他、法律改正に伴う条項ずれの修正、元号標記を「令和」に改めるものでございます。

それでは、改正条例に沿ってご説明いたします。

まず、第 1 条に規定する改正につきましては、安曇野市税条例（平成 17 年条例第 81 号）の一部を改正するものでございます。

第 24 条個人の市民税の非課税の範囲について、「寡夫」を「ひとり親」と改め、第 34 条の 2 は、条項ずれの修正と所得控除について、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」とする改正でございます。

第 36 条の 2 は、市民税の申告について条項ずれの修正、第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 の改正は、「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、「単身児童扶養者」に該当する場合、申告書への記載を不要とするものでございます。

第 48 条の法人の市民税の申告納付につきましては、条項ずれの修正、第 51 条市民税の減免では、第 1 項第 4 号の用語の整理として、「公益社団法人及び公益財団法人」を「公益法人等」とするものでございます。

第 54 条の固定資産の納税義務者等につきましては、用語の整理と、現所有者課税についての法律改正にあわせて、第 5 項として「探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者を所有者とみなして課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる。」規定等の新設、第 74 条の 3 では現所有者の申告として、「現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに申告書を市長に提出しなければならない。」等の規定を加えたものでございます。

第 94 条から第 98 条につきましては、たばこ税関係となります。軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこへの換算方法、課税免除の適用に必要な手続きの簡素化についての改正、また、第 131 条を含め条項ずれの修正でございます。

附則第 3 条の 2、附則第 4 条の延滞金につきましては、法律改正にあわせて「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」とし、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引き下げを行うものでございます。

附則第 6 条、第 7 条は改元による改正、附則第 8 条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を 3 年延長するものでございます。

附則第 10 条の 2 につきましては、法附則第 15 条第 1 号等の条例で定める割合（固定資産税の課税標準の特例）を、第 9 号は 4 分の 3、第 16 号は 3 分の 2 と定めたものでございます。

以下、附則第 16 条までは改元による改正、附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を 3 年延長するものでございます。

続きまして、第 2 条に規定する改正でございます。第 1 条と同様に安曇野市税条例の一部を改正するもので、主に令和 4 年 4 月 1 日施行に係る改正でございます。

第 19 条、第 20 条の延滞金、第 23 条市民税の納税義務者等につきましては、

法律改正にあわせての改正でございます。

第 31 条から第 52 条につきましては、法人市民税の均等割の税率・申告納付等について、法律改正にあわせての改正、条項ずれの修正でございます。

第 94 条につきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこへの本数の換算方法について等、法律改正にあわせての改正、条項ずれの修正でございます。

続きまして、第 3 条に規定する改正でございますが、安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年条例第 35 号）の一部を改正するものでございます。

第 24 条第 1 項第 2 号につきましては、第 1 条による改正に伴う改正規定を削る改正及び、附則第 1 条以降につきましては、改元による改正でございます。

最後に附則でございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。ただし、第 1 号から第 4 号までにつきましては、それぞれ施行期日を定めたものでございます。

また、第 2 条から第 7 条までは、それぞれ条例の施行に必要な経過措置を定め、第 8 条以下につきましては、改元による改正でございます。

説明は、以上でございます。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名であります。

【専決処分書】

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 市長名であります。

この関係につきましては、安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

この一部改正であります。地方税法の施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたものです。

改正内容でございます。国保税の負担軽減措置について、物価上昇にかかわらず、低所得層世帯が継続して軽減が受けられるように、判定基準となる額の引き上げを行うものであります。

では、改正条項の内容についてご説明いたします。

第2条第2項ただし書き中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改めるものであります。

同様に第19条中「61万円」を「63万円」に改め、「16万円」を「17万円」に改めるものであります。これらは、基礎課税額の課税限度額の引き上げでございます。

続きまして、第19条第2号及び第3号で規定をしております。国保税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる判定基準を、(被保険者数に乗ずる金額を)現行の28万から28万5千円に、また、2割軽減の判定基準を現行の51万円から52万円に引き上げるものであります。

続きまして、附則第10項及び附則第11項中「第35条の2第1項」の次に

「、第35条の3第1項」を加えるものでございます。

これは、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものでございます。

(低未利用地の譲渡益から 100 万円を控除することができる)

(低未利用地とは：居住や事業用途に供されず、又はその利用程度が周辺地域における同一用途若しくはこれに類する用途に供されている土地利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地)

改正附則であります。1 項で令和 2 年 4 月 1 日からの施行、ただし、附則第 10 項及び附則第 11 項の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日からの適用とするものでございます。

2 項では経過措置として、改正後の規定を令和 2 年度からの適用とするものでございます。

3 項及び 4 項では、改元対応により「平成 31 年度」を「令和元年度」に改めるものでございます。

以上であります。

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日 市長名 であります。

○一般会計補正予算（専決第 1 号）は、交付金や国県補助金など歳入各科目について、決算を踏まえての増減補正、歳出面では令和元年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容でございます。

また、歳出事業費が確定したことによる、市債発行の補正を行いました。

それでは、別紙をお願いします。

令和元年度 安曇野市の一般会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億9,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423億1,900万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

〔「第1表 歳入歳出予算補正」の金額は、2ページからとなります。〕

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

〔「第2表 地方債補正」については、6ページとなります。〕

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきまして、その主な内容を「第1表 歳入歳出予算補正」でご説明いたします。事項別明細書は12ページからであります。

歳入であります。

2款 地方譲与税 補正額は2,251万5千円の減額であります。

主な項目は、

1項 地方揮発油譲与税で、補正額3,664万4千円の減額となります。交付実績によるものであります。

3款 利子割交付金 1項 利子割交付金は補正額899万7千円の減額であります。

交付実績によるものであります。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金は補正額48万4千円の増額であります。

交付実績によるものであります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金 1 項 株式等譲渡所得割交付金は、補正額 593 万円の増額であります。

交付実績によるものであります。

6 款 地方消費税交付金 1 項 地方消費税交付金は、補正額 3,772 万 3 千円の減額であります。

交付実績によるものであります。

つづきまして、(事項別明細書は 14 ページから)

7 款 ゴルフ場利用税交付金 1 項 ゴルフ場利用税交付金は、補正額 111 万円の増額であります。

交付実績によるものであります。

8 款 自動車取得税交付金 1 項 自動車取得税交付金は、補正額 1,403 万 9 千円の増額であります。

交付実績によるものであります。

9 款 環境性能割交付金 1 項 環境性能割交付金は、補正額 348 万 3 千円の減額であります。

交付実績によるものであります。

10 款 地方特例交付金 2 項 子ども・子育て支援臨時交付金は、補正額 2 億 3,104 万 1 千円の増額であります。

交付実績によるものであります。

11 款 地方交付税 1 項 地方交付税は、補正額 4,715 万 2 千円の増額であります。

特別交付税の確定に伴うものであります。

つづきまして、(事項別明細書は 16 ページから)

12 款 交通安全対策特別交付金 1 項 交通安全対策特別交付金は、補正額 71 万 8 千円の減額であります。
交付実績によるものであります。

13 款 分担金及び負担金 2 項 負担金は、補正額 381 万 3 千円の増額であります。
保育児童保育料の確定など、実績によるものであります。

14 款 使用料及び手数料 補正額は、1,149 万 3 千円の減額であります。
主な項目は、
(事項別明細書は 18 ページからとなりますが、)
2 項 手数料で、補正額 1,065 万 2 千円の減額となります。
動物死骸処理手数料など、実績によるものであります。

15 款 国庫支出金 補正額は、1 億 1,029 万 4 千円の減額であります。
主な項目は、
1 項 国庫負担金で、補正額 6,496 万 1 千円の減額となります。
生活保護費国庫負担金の減額など、事業実績によるものであります。

つづきまして、(事項別明細書は 22 ページから)

16 款 県支出金 補正額は、8,186 万 8 千円の減額であります。
主な項目は、
2 項 県補助金で、補正額 5,327 万 3 千円の減額となります。
福祉医療給付事業補助金の減額など、事業実績によるものであります。

つづきまして、(事項別明細書は 26 ページから)

17 款 財産収入 1 項 財産運用収入は、補正額 13 万 7 千円の増額であります。

繰替運用の利子分として財政調整基金利子の増額が主なものであります。

18 款 寄付金 1 項 寄附金は、補正額 4,807 万 6 千円の増額であります。

ふるさと寄附金額の確定による増額が主なものであります。

19 款 繰入金 補正額は、7 億 5,297 万 7 千円の減額であります。

主な項目は、

2 項 基金繰入金で、7 億 5,293 万 4 千円の減額となります。

余剰財源による繰入の取止めにより、公共施設整備基金繰入金の減額が主なものであります。

つづきまして、(事項別明細書は 28 ページから)

21 款 諸収入 補正額は、9,111 万 4 千円の減額であります。

主な項目は、

5 項 雑入で、8,981 万 4 千円の減額となります。

(事項別明細書は 30 ページからとなりますが、)

新型コロナウイルス感染症の影響による施設収益の減から、ほりで一ゆ～四季の郷、ファインビュー室山及び安曇野の里の施設利用料である「ほりで一ゆ～施設利用料」、「農林漁業体験実習館利用料」、「安曇野の里施設利用料」の減額が主なものとなっております。

つづきまして、(事項別明細書は 32 ページから)

22 款 市債 1 項 市債は、補正額 2 億 2,760 万円の減額であります。

市道新設改良事業など、事業費の確定による減額となっております。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、4 ページをお願いします。歳出であります。
事項別明細書は、34 ページからであります。
主なものに限りにご説明致します。

1 款 議会費 1 項 議会費は、補正額 985 万 3 千円の減額で
あります。

議会録調製業務委託費などの確定による減額です。

つづきまして、(事項別明細は 36 ページから)

2 款 総務費 補正額は 323 万 5 千円の減額であります。

主な項目は、

(事項別明細書は 40 ページからとなりますが、)

2 項 徴税費で、補正額 604 万 6 千円の減額であります。

課税業務等、執行額確定による税務総務費の減額が主な事業となります。

つづきまして、(事項別明細は 48 ページから)

3 款 民生費 補正額は 3 億 6,637 万 3 千円の減額であります。

主な項目は、

1 項 社会福祉費で、補正額 2 億 5,404 万 5 千円の減額で
あります。

介護給付費等給付実績による障がい者支援事業の減額、

(事項別明細書は 52 ページとなりますが、)

介護保険特別会計繰出金の確定などによる介護保険対策費
の減額が主な事業となります。

つづきまして (事項別明細は 62 ページから)

4 款 衛生費 補正額は 6,105 万 8 千円の減額であります。

主な項目は、

1 項 保健衛生費で、補正額 3,652 万 5 千円の減額でありま
す。

予防接種件数の確定による予防接種事業の減額が主な事業となります。

つづきまして（事項別明細は 70 ページから）

6 款 農林水産業費 補正額は、1 億 4,031 万 7 千円の減額であります。

主な項目は、

1 項 農業費で、補正額 1 億 2,761 万 6 千円の減額であります。

（事項別明細書は 72 ページとなりますが、）

「ファインビュー室山」及び「ほりで一ゆ～四季の郷」の施設利用料減額に伴う基金積立金の減など、ファインビュー室山運営事業及びほりで一ゆ～運営事業の減額が、主な事業となります。

つづきまして（事項別明細は 80 ページから）

7 款（商工費） 1 項 商工費は、補正額 2,020 万 5 千円の減額となります。

企業等支援助成金の交付確定など、工業振興事業の減額が主な事業となります。

つづきまして（事項別明細は 84 ページから）

8 款 土木費 補正額は、1 億 9,556 万 4 千円の減額であります。

主な項目は、

2 項 道路橋梁費で、補正額 1 億 2,972 万 4 千円の減額となります。

（事項別明細書は 86 ページとなりますが、）

物件移転補償等、工事費の実績による市道新設改良事業の減額が主な事業となります。

つづきまして（事項別明細は 92 ページから）

9 款 消防費 1 項 消防費は、補正額 117 万 7 千円の減額であります。

職員諸手当の減額による災害対策費の減額であります。

つづきまして（事項別明細は 94 ページから）

10 款 教育費 補正額は、1 億 2,388 万円の減額であります。

主な項目は、

(事項別明細書は 98 ページとなりますが、)

3 項 中学校費で、補正額 6,159 万円の減額となります。
市内全中学校に整備する冷房設備設置工事の入札差金により、
中学校冷房設備等整備事業の減額が主な事業となります。

つづきまして(事項別明細は 106 ページから)

11 款 災害復旧費 2 項 農林水産施設災害復旧費は、補正額 150 万 2 千円の減額であります。

台風 19 号被害における耕地災害復旧費の確定による減額であります。

つづきまして(事項別明細は 108 ページから)

12 款 公債費 1 項 公債費は、補正額 7,383 万 6 千円の減額であります。
長期借入金償還元金・利子の不用額が確定したことによる減額で
あります。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。

予算書 110 ページをご覧ください。

まず、特別職については、その他の特別職における報酬額の確定、
また、議員の共済費の確定により、
415 万 4 千円の減額であります。

つづいて一般職ですが、給料、職員手当、共済費の確定による減額補正であり、
補正額は、給料が 325 万 6 千円の減額

職員手当が 1,028 万 8 千円の減額

共済費が 130 万 1 千円の減額であります。

合計では、1,484 万 5 千円の減額であります。

つづきまして、ページをお戻り頂きまして、6 ページの第 2 表 地方債
補正をご覧ください。

地方債の借入れ限度額について、変更を行うものであります。

旧合併特例事業債は4件で、市道新設改良事業費の確定などによる限度額の減額変更であります。

また、施設整備事業債は、公立認定こども園整備費の確定による限度額の減額変更であります。

また、公共事業等債は、明科駅周辺整備として実施している都市再生整備計画事業費の確定により、限度額を減額変更するものであります。

また、防災対策事業債は、消防車両更新に係る事業費の確定により、限度額を減額変更するものであります。

最後に、防災・減債、国土強靱化緊急対策事業債は、小学校の長寿命化事業が確定したことによる限度額の減額変更であります。

以上が、令和元年度一般会計補正予算（専決第1号）の概要であります。

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日 市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、主に国保税の収入見込み、県の交付決定に基づく補正といたしました。

また、歳出につきましては、支払いをいたします負担額等の確定並びに不用額の整理を基本としております。

別紙 1 ページとなります。

令和元年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 2,629 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 8,742 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入からご説明いたします。

事項別明細書は、10 ページからとなります。

1 款 1 項の国民健康保険税は、1,555 万円の減額であります。

一般被保険者及び退職被保険者の国民健康保険税につきまして、それぞれ最終

的な収納見込みにより補正をするものです。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は 15 万円の減額で、督促手数料であります。

3 款 県支出金 1 項の県補助金は 1 億 8,822 万 3 千円の減額で、交付決定によるものでございます。

(事項別明細書は 12 ページとなります)

5 款 繰入金 補正額は 1,973 万円の減額であります。

1 項 他会計繰入金は、973 万の減額であります。

それぞれ対象となる科目の実績に対して一般会計から繰り入れるものです。

主な内訳は、出産育児一時金繰入金が、285 万 8 千円の減、精神給付金繰入金が、56 万 2 千円の減、事務費繰入金が、567 万 2 千円の減、後期高齢者健診繰入金が、63 万 8 千円の減であります。

2 項 基金繰入金は 1,000 万円の減額で、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

7 款 諸収入 補正額は、253 万 3 千円の減額であります。

1 項 延滞金及び過料は 142 万 6 千円の減額で、収納見込みにより補正をするものです。

2 項 貸付金元利収入は 200 万円の減で、実績に基づく減額であります。

14 ページとなります。

4 項 受託事業収入は、後期高齢者健診に対して交付される受託料でございますが、12 万 6 千円の減、

5 項 特定健診等個人負担金は、173 万 5 千円の減で、それぞれ健診受診実績に基づく減額であります。

6 項 雑入は、275 万 5 千円の増で、主な内訳は、交通事故の際の治療に被保険者証を使用した、第三者納付金の収入実績に基づく増額であります。

8 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、10 万 6 千円の減で、社会保険・税番号制度システム整備費に対する補助金であります。

当初は全額補助で見込まれていましたが、3 分の 1 については、地方交付税での交付に変更となったことによる減額であります。

歳出についてご説明いたします。

議案書では 3 ページ、事項別明細書は、16 ページからとなります。

2 款 保険給付費 補正額は 2 億 101 万 8 千円の減額であります。

1 項療養諸費は、1 億 4,300 万 6 千円の減で、主なものは、一般被保険者療養給付費の減額であります。

(18 ページとなります)

2 項 高額療養費は、5,070 万 8 千円の減であります。

世帯の所得額によって異なりますが、自己負担限度額を超えた支払いに対する給付でありまして、主なものは一般被保険者分の減額であります。

(20 ページとなります)

4 項 出産育児諸費は、429 万 2 千円の減、

5 項 葬祭諸費は、195 万円の減となります。

(22 ページとなります)

6 項 精神諸費は、56 万 2 千円の減で、それぞれ給付実績に応じた減額でございます。

4 款 保健事業費 補正額は 3,660 万 9 千円の減額であります。

1 項 保健事業費は、印刷製本費、高額療養費資金貸付金などの減により、324 万 3 千円の減額であります。

(24 ページとなります)

2 項 特定健康診査等事業費は、健診票作成、特定健診実施、人間ドック等助成の委託料などの減により、3,336 万 6 千円の減額であります。

7 款 諸支出金 補正額は 13 万 5 千円の減で、実績による減額でございます。

8 款 予備費 1 項の予備費は、歳入歳出の調整額といたしまして、1,146 万 9 千円の増額をするものです。

以上でございます。

報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり、専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日 市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

令和元年度の専決による補正予算につきましては、保険料の収入見込額の増額による補正、並びに歳入の整理、歳出の不用額の整理をしたものでございます。

別紙 1 ページをお願いいたします。

令和元年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,357 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 2,977 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、

第 1 表 「歳入歳出予算補正」の歳入からご説明いたします。

なお、事項別明細書につきましては 10 ページからとなります。

1 款 1 項の後期高齢者医療保険料 補正額 1,370 万円の増額

であります。

内訳につきましては、現年度分及び滞納繰越分保険料で、収入実績に基づく増額であります。

3 款 繰入金 1 項の一般会計繰入金は、1 万 2 千円の減額で、
事務費繰入金実績に基づく減額であります。

5 款 諸収入 4 項の償還金及び還付加算金は、11 万 8 千円の減額で、実績に基づき減額であります。

続きまして歳出についてご説明いたします。事項別明細書は 12 ページからとなります。

1 款 総務費 予算額の変更はありませんが、事務費繰入金の減額に伴う財源変更でございます。

2 款 1 項の後期高齢者医療広域連合納付金 補正額 740 万円の減額で、主に保険料納付金実績による減額であります。

3 款 諸支出金 1 項の償還金及び還付加算金は、補正額 11 万 8 千円の減額で、保険料の還付金実績による減額でございます。

4 款 1 項の予備費 2,108 万 8 千円の増額補正となります。

以上でございます。

報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日、市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国・県等の交付決定等に基づく補正としました。また、歳出につきましては、実績によります不用額の整理を中心に補正をしてございます。

別紙 1 ページをお願いします。

令和元年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 5,076 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93 億 3,746 万 6 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は 10 ページからであります。

1 款 保険料 1 項 介護保険料は補正額 8,421 万円の増額であります。

収納見込みによる補正であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は補正額 4 万 9 千円の増額であります。
督促手数料の収納見込みによる補正であります。

3 款 国庫支出金 補正額は 3 7 7 万円の減額であります。

1 項 国庫負担金は、2,537 万 5 千円の減額となります。
交付額の決定によるものであります。

2 項 国庫補助金は、2,160 万 5 千円の増額であります。

交付額の決定によるものでありまして、主に、調整交付金を増額し、地域支援事業交付金を減額するものです。

つづきまして、(事項別明細書は 12 ページから)

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は補正額 1 億 507 万 7 千円の減額
であります。

これは 2 号被保険者分の支払基金からの交付金であり、交付額決定によるもの
であります。

5 款 県支出金 補正額は 1,634 万 1 千円の増額であります。

1 項 県負担金は 1,903 万 5 千円の増額となります。
介護給付費負担金の増額によるものであります。

2 項 県補助金は 269 万 4 千円の減額となります。

交付額決定により、地域支援事業交付金を減額するものであります。

6 款 サービス収入 1 項 介護予防給付費収入は補正額 193 万 5 千円の増額と
なります。介護予防サービス計画費収入の実績によるものあります。

8 款 繰入金 補正額は 2 億 4,539 万 9 千円の減額であります。

1 項 一般会計繰入金は 6,305 万 3 千円の減額となります。

介護給付費及び事務費・地域支援事業費等の実績によるもので、主なもの
は、介護給付費の減額に伴う繰入金の減額でございます。

同じく（事項別明細書は 14 ページから）

2 項 基金繰入金は 1 億 8,234 万 6 千円の減額で、介護給付費が当初見込みを下回ったため、基金繰り入れが不要となったことによる減額でございます。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は補正額 1 千円の減額であります。

平成 30 年度介護給付費繰越金について、実績により減額をするものです。

10 款 諸収入 補正額は 94 万 3 千円、実績による増額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書 3 ページ、事項別明細書は 16 ページからとなります。

1 款 総務費 補正額 985 万 7 千円の減額であります。

主な項目は

1 項 総務管理費は 389 万 7 千円の減額、通信運搬費等の減額であります。

（18 ページとなります）

3 項 介護認定審査会費は 427 万 8 千円の減額、認定調査員の賃金や主治医意見書手数料の実績によるものであります。

2 款 保険給付費 補正額 3 億 9,646 万 4 千円の減額であります。

主な項目は

1 項 介護サービス等諸費は 3 億 5,277 万 1 千円の減額、主に給付費の実績により減額をしたものであります。

（20 ページとなります）

3 項 高額介護サービス等費は 237 万 8 千円の減額、

4 項 特定入所者介護サービス等費は 3,987 万 9 千円の減額

共に実績に基づく減額となります。

（22 ページとなります）

3 款 地域支援事業 補正額 1,418 万 6 千円の減額であります。

1 項 介護予防事業は 193 万 7 千円の減、主に介護予防教室の委託料等の減額です。

2 項 包括的支援事業・任意事業費は 677 万 3 千円の減、主に地域包括支援センター業務に係る経費等の、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 381 万 9 千円の減額、

(24 ページとなります)

扶助費の介護用品購入助成等の任意事業費は 209 万 5 千円の減額等です。

(28 ページとなります)

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は 525 万 3 千円の減額。主に基準が緩和された、訪問介護相当サービス、通所型サービス C 等であります。利用者は伸びていますが、実績による減額であります。

(30 ページとなります)

4 款 介護サービス事業費 1 項 介護予防支援事業費の補正額は 5 万 5 千円の増額であります。実績により介護予防支援業務委託料を増額するものです。

6 款 公債費 1 項 公債費の補正額は 10 万円の減、介護サービス等の支払いについて、一時借入を行わなかったことにより、実績に基づく減額であります。

(32 ページとなります)

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金の補正額は 33 万 7 千円の減、第 1 号被保険者保険料還付金の実績に基づく減額であります。

8 款 予備費 1 項 予備費の補正額は 1 億 7,012 万円の増額であります。国や支払基金から概算交付されている負担金や交付金等に係る返還金、介護保険料の増加分等を考慮しまして、翌年度精算に向けて増額をするものです。

以上が令和元年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算(専決第 1 号)の概要であります

報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日 市長名 であります。

上川手山林財産区特別会計補正予算（専決第 1 号）は、当初において見込めなかった新たな歳入があったことや歳入の増額の大きいものについて、補正を行うものです。

それでは、別紙をお願いします。

令和元年度 安曇野市の上川手山林財産区特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 459 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,828 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」2 ページの歳入をお願いします。歳入歳出事項別明細は 10 ページになります。

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入については、電柱敷地料の増額 4 千円です。

2 項 財産売払収入は、用地の一部を水道施設用地として売却するため、52 千円を新たに計上し、また、大口沢地区の更新伐による立木売払収入の精算額として 403 千円を増額し、合計 455 千円を増額しました。

次に 3 ページの歳出をご覧ください。事項別明細書は 12 ページになります。

1 款 事業費 1 項 林業費の 459 千円を増額です。

歳入の増額に合わせ、林内の整備を図るため、森林整備負担金を増額したものです。

以上が、令和元年度上川手山林財産区特別会計補正予算（専決第 1 号）の概要であります。

報告第 13 号

令和元年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名であります。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度 安曇野市 産業団地 造成事業 特別会計 補正予算(専決第 1 号)について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日市長名であります。次ページ別紙をお願いします。

令和元年度 安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算(専決第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 222 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,408 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、令和元年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容であります。

それでは、2・3 ページをお願いします。事項別明細書 12・13 ページになります。

まず、歳入でございますが、歳出の減額により 2 款、1 項、他会計繰入金を 222 千円減額するものです。

次に、歳出、1 款、1 項、産業団地事業費の、旅費・需用費・委託料の不用額 222 千円を減額するものであります。

以上であります。

報告第 14 号 令和元年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名であります。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日市長名であります。次ページ別紙をお願いします。

令和元年度 安曇野市の有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,288 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,301 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、令和元年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容であります。

それでは、2・3 ページをお願いします。事項別明細書は、12・13 ページになります。

まず、歳入でございますが、歳出の減額により 1 款、1 項、他会計繰入金を 1,288 千円減額するものです。

次に 7 歳出、1 款、1 項、施設事業費の有明荘施設管理費の内、燃料費・施設修繕費等不用額 1,288 千円を減額するものであります。

以上であります。

議案第 43 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

(補正予算の要旨)

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大対策として、国の補正予算に対応したもの、及び市の緊急経済対策事業など、速やかに実施が必要である事業に対し、補正予算を編成するものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

(提出議案の説明)

令和 2 年度 安曇野市の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 107 億 3,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 529 億 1,600 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款・項別の金額や 主な増減要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表「歳入歳出予算補正」に沿ってご説明いたします。

[説明事項]

それでは、2 ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第 1 表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。事項別明細書は 10 ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、補正額 100 億 1,724 万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大への緊急経済対策として、令和 2 年 4 月 27 日を基準日に、住民基本台帳へ記録されている市民一人当たり 10 万円を給付する「特別定額給付金給付事業費補助金」

(97 億 5,000 万円) また、その事務費への補助として「特別定額給付金給付事務費補助金」(8,171 万 1 千円) の計上、

また、休業要請など、協力企業への経済支援として「新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業補助金」(3,800 万円)、

子育て世帯への特別給付金事業に対する「子育て世帯への臨時特別給付金事業国庫補助金」(1 億 4,752 万 9 千円) を計上するものであります。

16 款 県支出金 2 項 県補助金は、補正額 46 万 2 千円の増額であります。

緊急環境整備として穂高幼稚園のウイルス蔓延対策費に対する

「教育支援体制整備事業補助金」(46 万 2 千円) を計上するものであります。

19 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、補正額 5 億 1,829 万 8 千円の増額であります。

一般財源への充当財源として「財政調整基金繰入金」(2 億 2,629 万 8 千円)、緊急経済支援として実施する、子育て世帯へ子ども 1 人当たり 2 万円を給付する財源として「ふるさと寄附基金繰入金」(2 億 9,200 万円) を計上するものであります。

21 款 諸収入 3 項 貸付金元利収入は、補正額 2 億円の増額であります。

企業への資金繰り融資における金融機関に預託した貸付元金として「市制度資金元金」(2 億円) を計上するものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は 12 ページからであります。

主な事業について説明をします。

2 款 総務費 1 項 総務管理費は、補正額 98 億 3,483 万 6 千円の

増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた啓発チラシの作成など「広報費」(312 万 4 千円)、国の緊急経済対策として、先ほど歳入の国庫支出金で説明をした市民一人あたり 10 万円をする「特別定額給付金給付事業」(98 億 3,171 万 2 千円)を計上するものであります。

つづきまして、事項別明細書は 14 ページからとなります。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費は、補正額 4 億 4,626 万 4 千円の増額

であります。

感染拡大による国の経済支援として、子育て世帯へ、子ども一人当たり 1 万円を給付する「子育て世帯臨時特別給付金事業」(1 億 4,752 万 9 千円)、また、先ほど、歳入の繰入金で説明しました市単独事業である子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 2 万円を給付する「安曇野市子育て世帯支援臨時給付金事業」(2 億 9,861 万円)の計上が主な事業となります。

つづきまして、事項別明細書は 16 ページからとなります。

7 款 商工費 1 項 商工費は、補正額 4 億 475 万 5 千円の増額であり

ます。

感染拡大への緊急経済支援として、中小企業・事業者へ制度資金を融資し、資金繰り支援を実施する「市制度資金貸付事業」(3 億 7 万円)、また、感染拡大防止に伴う休業要請等協力金、及び飲食店のテイクアウト等、新たなビジネス転換事業者への経済支援として「新型コロナウイルス感染症対策事業」(1 億 468 万 5 千円)を計上するものであります。

つづきまして、事項別明細書は 18 ページからとなります。

8 款 土木費 補正額は、2,000 万円の増額であります。

2 項 道路橋梁費は、補正額 1,440 万円の増額

3 項 河川費は、100 万円の増額

4 項 都市計画費は、460 万円の増額であります。

感染拡大への経済対策として、小規模建設事業者へ道路などの維持補修工事を発注し、市内事業者への経済支援を実施するための計上であります。

つづきまして、事項別明細書は 20 ページからとなります。

10 款 教育費 補正額は、3,014 万 5 千円の増額であります。

1 項 教育総務費は、補正額 2,968 万 1 千円の増額であります。

ウイルス蔓延対策として、小・中学校へのマスク配布による「学校保健事業」(748 万円)、また、保護者への経済支援対策として、小中学校における 5 月分の給食費を補助する「給食センター総務費」(1,967 万円)の計上が主なものとなります。

4 項 幼稚園費は、補正額 46 万 4 千円の増額であります。

穂高幼稚園における空気清浄機の購入等、ウイルスの感染拡大防止対策に対する経費の計上であります。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。

22 ページをご覧ください。

一般職の給与費における報酬について、特別定額給付金の給付業務など、パートタイム会計年度任用職員分として 234 万円の増額、また、職員手当については、同給付業務などによる職員の時間外勤務手当の計上により、539 万 6 千円の増額となり、合せて 773 万 6 千円の増額補正となります。

以上が、令和 2 年度一般会計補正予算（第 1 号）の概要であります。

議案第 44 号 地区土地利用計画について、ご説明いたします。

安曇野市の適正な土地利用に関する条例、第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求める。

本日提出、市長名であります。

1 ページを、ご覧いただきたいと思えます。

条例第 13 条第 1 項の規定により、地区土地利用計画の対象となる区域に次の事項を定めます。

(1) 地区の土地の範囲であります。

3 ページに区域図を添付してございますが、豊科下飯田区のあづみ野産業団地の北側に位置する、安曇野市豊科高家 1200 番 5 以下、32 筆で、計画面積はおおむね 73,000 m²でございます。

(2) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」、都市計画マスタープランでは「都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン」としております。

本地区には田園が広がっておりますが、あづみ野産業団地に隣接している場所であり、市内における雇用の創出又は人口の増加を目的とし、本地区を優良な工業団地として誘導を図るべく、商工観光部が地域未来投資促進法を活用してあづみ野産業団地の拡張を計画しております。

(3) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準です。

建物の用途は、工場・倉庫・事業所等を基本として、それ以外は寄宿舍や一般飲食業、託児・託老施設など、基本となる工場・倉庫・事業所等に付随するような用途に限定しています。

建蔽率・容積率は、現行法令で定めのあるとおり 60%・100%であり、高さについては、工場・倉庫・事業所等と 15m 以下の鉄塔等を除いて 10m 以下としています。

また、建築物の壁面後退は 3.0m 以上としております。

2 ページを、ご覧いただきたいと思います。

条例第 13 条第 2 項により、必要に応じて定められる事項です。

地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画でございますが、計画地に接する市道の幅は、市道豊科 1 級 2 号線については 10.0m 以上、市道豊科 1535 号線と地区内の開発道路については 9.0m 以上とします。

緑化につきましては、緑地を 2 ヶ所整備し、それぞれに浸透施設を設けて雨水処理を効率的に行い、災害時には効率的な避難を可能にするものとしております。

その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項につきましては、当地区の環境、安全の維持・保全のため、駐車場を敷地内又は付近に備え路上駐車をしないこと、地盤高を原則として維持すること、道路の隅切りを自動車の出入り口としないこととしております。

以上でございます。